

～軽減税率導入に向けての準備と今後の対応とポイント～

# 飲食店はメニューが命

消費税増税・消費税軽減税率制度導入が2年半延長されることとなりましたが、実施前の混乱が想定されます。例えば食料品が8%の消費税といっても食品表示法の対象外の栄養ドリンクは10%の消費税というように具体的な項目も、わかりにくいえに、「牛丼をお店で食べると10%」、「同じ店で持ち帰ると8%」、「コンビニのイートインスペースで食べると8%」の消費税と、消費者の気持ちを揺るがす大きな変化が起こりつつあります。しかし、本当に強い飲食店は、大きな影響を受けないでしょう。何が起るかわからない今こそ、飲食店が発信すべき最大の魅力「メニュー」について見直してみませんか？本セミナーでは、前半は軽減税率導入に向けての準備と対応策の説明を、後半は、飲食業向けの商品開発・メニュー表作りのノウハウなどを学びます。是非、皆様のご参加をお待ちしております！

**日時** 平成28年**9月6日(火)**  
14:00～16:00

**会場** 唐津商工会館 5階502号室

**参加費** **無料** **定員 40名(先着順)**

《申込方法》 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、  
FAXにて、お申込み下さい。

- 【主な講座内容】**
- 軽減税率と飲食店の関係とは？
  - 軽減税率で変わる、あなたの仕組み
  - インボイスってなに？インボイス方式の内容
  - メニューという言葉
  - これが商品開発シートだ！
  - 商品の組み合わせが儲けを決める
  - お店の魅力を伝えるメニュー表
  - 軽減税率に負けないお店の作り方



【講師】 飲食業専門・中小企業診断士 **難波 三郎** (なんば さぶろう) 氏

昭和42年岡山市生まれ。20歳でスナックを経営する。25歳のとき、手に職をつけたいと決意して上京、料理を覚える。その後、いくつかの飲食店を運営しながら2006年、中小企業診断士となる。同年に発売された「メニューが飲食店を救う！」がヒット。ビールメーカー、製油メーカーから仕事を紹介されるようになり、飲食業者向けの雑誌にも記事を多数書いたため、業界のエキスパートとして認知される。またペンネームで、過去の経験を記述した「売れっ娘ホステスの育て方」は5万部を突破し、ビジネス書ランキングのベスト10に入る。岡山市に在住するようになった際、ペンネームでの活動を周囲に、カミングアウト。それを機にセミナー活動を始め、たちまち評判となる。

**問合せ先 申込み** **【主催】 唐津商工会議所** TEL 0955-72-5141  
FAX 0955-72-5146

**9月6日(火) 開催 「飲食店はメニューが命」 受講申込書**  
唐津商工会議所 行 (FAX:0955-72-5146) ※切り取らずにこのままFAX願います。

事業所名			
所在地	〒 -	TEL	
		FAX	
受講者名			

※ご記入頂いた情報は、本講座開催における本人確認、受講者名簿作成に利用するほか、当所からの各種連絡・情報提供に利用することがあります。